



保医発0310第2号
平成23年3月10日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

平成22年10月29日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、5成分14品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られ、当該品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量を平成22年10月29日から保険適用としたところ（平成22年10月29日付け保医発1029第4号）。

本日、別添の品目において薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第九項に基づき、別添の品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量の一部変更承認がなされたため、当該通知（平成22年10月29日付け保医発1029第4号）によらず保険適用が可能となったことから、当該通知（平成22年10月29日付け保医発1029第4号）の内容のうち別添1の4及び5に掲げられた品目については本日をもって削除することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。

(別添)

1. 一般名：レボカルニチン塩化物
販売名：エルカルチン錠 100mg、エルカルチン錠 300mg
会社名：大塚製薬株式会社

2. 一般名：ビンブラスチン硫酸塩
販売名：エクザール注射用 10mg
会社名：日本化薬株式会社